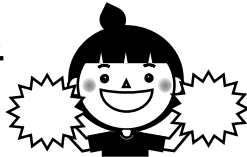
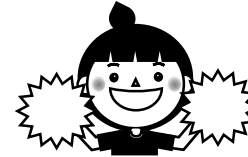


“商店街の空き店舗を借りてお店をOPENする時” “起業する時” に受けられる補助金の御案内です！

要件に該当すれば
起業家でも既事業者
でも利用できます



起業家でAに該当しない
方が利用できます



A：商店街の空き店舗を借りてお店をOPENする方

	家賃補助	開業に係る経費の補助
補助対象経費	家賃 (共益費等は対象外)	店舗のリフォーム費用、 什器の購入費用、 広告宣伝費 (開店の前後1か月)
補助率 上限	1/2以内 上限 5万円/月	1/3以内 上限 50万円
期間	12ヶ月	—

【要件】

- 伊東市商店街連盟に加盟する商店街（駅前仲丸通り、湯の花通り、キネマ通り、中央商店会、あんじん通り、温泉橋通り、桜木町通り、宇佐美駅前通り、やまもプラザ会）の空き店舗を第三者から新たに賃借すること。
- 小売業、飲食業、サービス業を営むこと（一部対象とならない業種もあります）。
- 夜間（午後6時以降）の営業時間が日中（午後6時まで）の営業時間を超えないこと。

※商店街に加盟していただくことが、補助金支払の条件となります。

B：新しく起業する方

	家賃補助	開業に係る経費の補助
補助対象経費	家賃 (共益費は対象外)	店舗のリフォーム費用、 什器の購入費用、 広告宣伝費 (開店の前後1か月)
補助率 上限	1/2以内 上限 2万5千円/月	1/3以内 上限 50万円
期間	12ヶ月	—

【要件】

- 起業家（新たに事業を営もうとする個人又は新たに事業を営むために設立された法人）であること。
- ※事業継承は対象となりません。

【A・B共通優遇制度】

- 以下に該当する方は、開業に係る経費の補助が優遇されます。
 - ①本市に移り住んで起業する方 補助率1/2 上限80万円
 - ②45歳以下で①に該当する方 補助率1/2 上限100万円
- ※詳細は担当までお問い合わせください。

補助金を受けるには・・・(全体の要件)

- ・ 市税に未納がないこと。
- ・ 開業から24か月以上継続して営業することができること。
- ・ 週に5日以上営業すること。
- ・ 中小企業者であること(起業に伴い中小企業者になるものも含む)。
- ・ 開業後、伊東商工会議所の経営相談を受けること。
- ・ 特定創業支援事業(伊東創業塾等)修了者であること。ただし、商店街の空き店舗活用による店舗拡大の場合は除く。等

(注)他の補助金との併用はできません。

【対象外業種】

農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、本来中小企業として馴染まない業種(宗教等)は対象外とします。

この他にも利用に際しての条件があります。
詳細については下記担当までお問い合わせください。

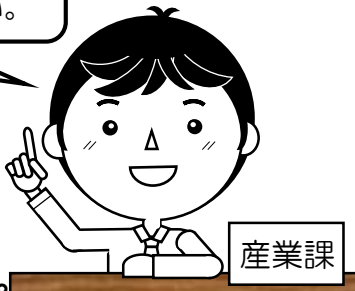
ご注意ください!!

既に事業に着手している場合は、
補助の対象にはなりません。

予算が無くなり次第締め切りとなります。

利用をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。

また、手続には一定の時間を要しますので、お時間に余裕を持ってご相談ください。



“開業に係る経費の補助”を受ける場合の注意事項

開業に係る経費の補助を受けるには、交付決定後に事業を開始(工事契約、工事着工、購入等)する必要があるます。

申請等の流れ

書類の受け取り・説明
(電話連絡の上 産業課窓口にお越しください)

↓
交付申請書提出(申請者→産業課)

↓
交付決定通知書発行(産業課→申請者)

↓
請書提出(申請者→産業課)

↓
工事契約、着工～完成、什器購入等

↓
開業

↓
実績報告書提出(申請者→産業課)

↓
確定通知発行・補助金支払(産業課→申請者)

※家賃補助を受ける場合の申請等の流れについてはお問い合わせください。

担当 伊東市役所 産業課 商工労働係

電話0557(32)1734 FAX(38)2867

開業、経営に係る相談 伊東商工会議所

電話0557(37)2500 FAX(35)0637

担当が不在の場合もありますので、窓口にお越しいただく際には、事前にお電話いただけるようお願いいたします。